平成２８年（フ）第１０２７号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘13棟110号
債務者　村田　和子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
青森県弘前市大字堅田２丁目10番地４　ＴＯＭハウスＢ－101号
債務者　原子　光美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８０３号
愛知県春日井市西高山町２丁目９番地13
債務者　河原加津子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９０号
栃木県鹿沼市東町３丁目２番19号　太陽ガーデン110棟202号室、前住所栃木県鹿沼市緑町２丁目５番19号
債務者　金田　沙弓（旧姓大関）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２６号
栃木県鹿沼市日吉町677番地１　クマクラコーポ102、前住所栃木県鹿沼市府中町194番地５
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２７号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原781番地
債務者　豊田由美子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３６号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町85番地20　ニューハイツイザワ101
債務者　安藤　恭子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５３号
栃木県那須塩原市錦町８番６号　市営錦団地232号、前住所栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地529　グリーンアベニューＢ－103号
債務者　舘脇　崇**德**
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４号
沖縄県中頭郡中城村字南上原835番地１　サンヴェスタ　202号
債務者　辻野　恵子（旧姓島）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第８２号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目31番６－202号　Ｃｏｃｃｏｌａｒｓｉ
債務者　髙嶺健太郎
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４４４号
横浜市港北区日吉本町２丁目12番７号　ブルックハイム103
債務者　長田　有生
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５０号
横浜市鶴見区馬場７丁目17番24－403号
債務者　鈴木　優架（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５５号
神奈川県大和市大和南２丁目９番４号　山口ビル302
債務者　小林かおり
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５６号
横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目436番地　ハイム長谷川203号
債務者　西山　久美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５８号
横浜市泉区中田東２丁目24番12号　ジョビアル102号
債務者　柳瀬　壽子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６９号
神奈川県藤沢市長後589番地の１　曙荘７号室
債務者　中村　幸雄
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部